

県民税利子割納入申告書の記載についてのお願い

県民税利子割の納入申告については、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、県民税利子割の納入申告書の記載については、必要事項の記載漏れや記載誤りが多く、事務処理に支障をきたしております。記載漏れ等があった場合は、確認等で特別徴収義務者（金融機関等）の皆様にご迷惑をおかけすることになります。

つきましては、裏面の記載例を参考にして、記載漏れ等がないようにお願いします。

1 納入申告書作成上の注意事項について

|           |    |                      |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
|-----------|----|----------------------|------|---|------|---|---|---|---|------|---|---|--|--|
| 特別徴収義務者番号 |    | 取業                   |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
|           |    | 抜所                   |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
|           |    | 営等                   | 法人番号 |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
| 処理<br>事項  | ア  | イ                    | ウ    | エ | 口座番号 |   |   |   |   | 加入者名 |   |   |  |  |
| ▲ 支払金額    | 01 |                      | 十    | 億 | 千    | 百 | 十 | 万 | 千 | 百    | 十 | 円 |  |  |
| 特別徴収税額    | 02 |                      |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
| ( 延滞金 )   | 03 |                      |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
| 納入金額合計    | 04 |                      |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
| 課税事務所     |    | 管轄の県税事務所名            |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
| (取りまとめ店)  |    | 広島銀行県庁支店             |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |
| (取りまとめ局)  |    | 〒730-8794 広島貯金事務センター |      |   |      |   |   |   |   |      |   |   |  |  |

【処理事項欄の記入内容】

ア欄…管轄の事務所コード（2桁）

※管轄の事務所コードは、右の表のとおりです。

| 県税<br>事務所  | 西部 |    |     |    |     | 東部 |    | 北部 |
|------------|----|----|-----|----|-----|----|----|----|
| 事務所<br>コード | 広島 | 呉  | 廿日市 | 芸北 | 東広島 | 尾三 | 福山 | 備北 |
|            | 02 | 04 | 05  | 06 | 08  | 11 | 12 | 14 |

イ欄…特別徴収義務者番号（10桁のもの）

ウ欄…利子等の支払をした年月（4桁）

《例》令和7年4月利子支払分 → 0704

エ欄…利子等の種類コード（3桁）

《例》銀行預金利子 → 020

「利子等の種類コード一覧表」（処理事項のエ欄）

|                           | 利子等の種類                           | 通常分 | マル優<br>無効分 | 納入申告書の作成方法                     |
|---------------------------|----------------------------------|-----|------------|--------------------------------|
| 公社債利子等用                   | 特定公社債以外の公社債の利子                   | 010 | 012        | 利子等の種類ごとに納入申告書を<br>1部ずつ作成      |
|                           | 銀行預金利子                           | 020 | 022        |                                |
|                           | 銀行以外の金融機関の預貯金利子                  | 030 | 032        |                                |
|                           | 勤務先預金等の利子                        | 040 | 042        |                                |
|                           | 合同運用信託の収益の分配                     | 050 | 052        |                                |
|                           | 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の<br>収益の分配  | 060 | 062        |                                |
|                           | 郵便貯金利子                           | 070 | 072        |                                |
|                           | 国外一般公社債等の利子等                     | 080 | 082        |                                |
|                           | 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益                | 090 | 092        |                                |
| 私募公社債等運用投資信託等<br>の収益の分配等用 | 私募公社債等運用投資信託の収益の分配               | 100 | 102        | 利子等の種類ごとに納入申告書を<br>1部ずつ作成      |
|                           | 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で<br>公募以外のもの | 110 | 112        |                                |
|                           | 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配            | 120 | 122        |                                |
| 懸賞金付預貯金等の懸賞金等<br>等用       | 懸賞金付預貯金等の懸賞金等<br>一時払損害保険等の差益     | 990 | 992        | 懸賞金付預貯金等～一時払保険等<br>までをまとめて1部作成 |

※ マル優無効分については通常分とは番号が異なりますので、ご注意ください。

## 2 マル優無効分の取扱いについて

### (1) 納期限内に判明したマル優無効分

通常分の申告に合わせて納入申告書を作成してください。

《例》令和7年4月21日に判明した、次のマル優無効分についての納入方法

令和7年4月15日 → 令和7年4月分 → 令和7年5月10日納期限

◆納期限内であるため、令和7年4月分として、通常分と合わせて納入する。  
(利子等の種類コードについて、「通常分」コードを使用 例：020)

### (2) 納期限後に判明したマル優無効分

利子等の支払を行った実績年月ごとに各1部納入申告書を作成してください。実績年月をまとめて納入申告書を作成しないでください。

《例》令和7年4月21日に判明した、次のマル優無効分についての納入方法

令和5年4月16日 → 令和5年4月分 → 令和5年5月10日納期限

令和5年4月26日

令和5年5月12日 → 令和5年5月分 → 令和5年6月10日納期限

◆納期限後であるため、令和5年4月分及び令和5年5月分の納入申告書をそれぞれ作成し、マル優無効分として納入する。  
(利子等の種類コードについて、「マル優無効分」コードを使用 例：022)

## 3 eLTAXによる利子割の電子申告・電子納入について

令和3年10月1日から地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した電子申告納入が可能となっております。

まだ導入されていない特別徴収義務者様におかれましては、積極的な導入の検討・ご利用をお願いします。

また、eLTAXによる利子割の電子申告・電子納入に係る広島県における注意事項は以下のとおりです。

○ eLTAXの利用の際、まず利用者IDを取得する必要がありますが、この際に、必ず特別徴収義務者番号ごと(支店・事業所ごと)に利用者IDを取得してください。(※1つの利用者IDで複数の特別徴収義務者番号による申告納入は行わないでください。)

その他、利用方法の詳細確認・ご質問等ございましたら、「利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページ」サイト(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>)をご確認いただくか、eLTAXお問い合わせ窓口(<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>)へお問い合わせください。